

平成28年度（2016年度） No.3

監査結果報告書

（下期）

定期監査
財政援助団体監査
公の施設の指定管理者監査
出資団体監査

旭川市監査委員

旭 監 第 72 号
平成29年 4月17日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 塩 尻 伸 司 様

旭川市監査委員 長谷川 明 彦
旭川市監査委員 坪 沼 一 成
旭川市監査委員 安 田 佳 正
旭川市監査委員 室 井 安 雄

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査の対象部局及び実施期間 | 1 |
| 2 | 監査の範囲 | 1 |
| 3 | 監査の方法 | 3 |
| 4 | 監査の結果 | 3 |

第 2 財政援助団体監査

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 監査の対象団体及び実施期間 | 8 |
| 2 | 監査の範囲 | 8 |
| 3 | 監査の方法 | 8 |
| 4 | 監査の結果 | 8 |

第 3 公の施設の指定管理者監査

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 監査の対象団体及び実施期間 | 11 |
| 2 | 指定期間等 | 11 |
| 3 | 監査の範囲 | 11 |
| 4 | 監査の方法 | 11 |
| 5 | 監査の結果 | 11 |

第 4 出資団体監査

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 監査の対象団体及び実施期間 | 14 |
| 2 | 監査の範囲 | 14 |
| 3 | 監査の方法 | 14 |
| 4 | 監査の結果 | 14 |

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象部局及び実施期間

| 対 象 部 局 | 期 間 |
|-----------|--------------------------------|
| 総 合 政 策 部 | 平成28年12月 1 日 ~ 平成29年 3 月15日 |
| 地 域 振 興 部 | |
| 税 務 部 | |
| 市 民 生 活 部 | |
| 福 祉 保 険 部 | |
| 環 境 部 | |
| 農 政 部 | |
| 議 会 事 務 局 | |

2 監 査 の 範 囲

平成28年 4 月 1 日から平成28年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総合政策部

- (1) 支出に関する事務…部共通で土地等の借上事務及び旅費を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。
- (3) 財産管理に関する事務…部共通で土地等の借上事務を対象とした。

○ 地域振興部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務（加算料を含む。）を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で建物等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 税務部

- (1) 収入に関する事務…部共通で固定資産税及び都市計画税賦課関係事務，市税等の現金取扱事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で物品の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で物品の借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で物品の借上事務を対象とした。

○ 市民生活部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務（加算料を含む。）及び神楽支所，西神楽支所の現金取扱事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地，建物等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 福祉保険部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務（加算料を含む。）を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地，建物等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務及び土地，建物等の借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務及び土地，建物等の借上事務を対象とした。

○ 環境部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務（加算料を含む。）を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地，建物等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。
- (4) 財産管理に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 農政部

- (1) 収入に関する事務…部共通で土地，建物の貸付事務（加算料を含む。）を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で土地，建物等の借上事務を対象とした。
- (3) 契約に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

(4) 財産管理に関する事務…部共通で土地，建物等の貸付事務及び借上事務を対象とした。

○ 議会事務局

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，それぞれの書類を試査により照合，関係職員へ質問及び実査をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお，地方自治法第199条の2の規定に基づき，議会事務局の監査において，政務活動費に係る監査については安田佳正監査委員及び室井安雄監査委員を除斥した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり，契約に関する事務はおおむね適正に処理されていると認められたが，収入，支出及び財産管理に関する事務については，一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては，指摘，指導を受けたことを十分踏まえ，それぞれ必要な措置を講じ，今後の事務処理に万全を期されたい。

なお，今年度は土地，建物等の貸付事務及び借上事務を重点項目として監査を実施したところであるが，所管部局が土地を借り上げる場合における総務部への合議及び通知が行われていなかったものや，競争入札等選考委員会の審議において，監査対象とした審議の全てが回議で行われており，当該選考委員会の形骸化が懸念されるものなどが見受けられたことから，監査の結果を契機として，事務処理が単に前例踏襲となっていないか，関係通知や手引きの内容の本質は何か，誤りが生じた場合の影響度などについて，各部局において情報共有を図った上で，適切かつ厳正な事務の執行に努められたい。

○ 総合政策部

(1) 支出に関する事務

ア 旅費の支出において，午後から出張する場合に必要な日当の減額調整を行っていなかったことにより，1件1,200円の過払いとなっているものがあつた。

(秘書課) - 改善済

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 地 域 振 興 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 税 務 部

(1) 収入に関する事務

ア 納税課納付推進員が戸別訪問により収納した市税等の現金の指定金融機関への引継ぎについて、旭川市納税課納付推進員業務取扱基準では、当該推進員は、収納した市税等を当日又は翌日中（ただし、当日又は翌日が指定金融機関の休業日に当たるときなどは、直近の営業日）に指定金融機関に払い込むこととしているが、遅れているものがあつた。 (納税課)

イ 納税課納付推進員が収納した市税等の現金について、現行の取扱いでは、収納が金曜日の指定金融機関の営業時間外に行われた場合、翌週月曜日まで指定金融機関への引継ぎが行われないなど、当該推進員個人が現金を数日間保管しているケースが多数生じており、現金の紛失などが起こる可能性は否定できない状況であることから、リスクを低減させる方策について検討されたい。 (納税課)

(2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務
特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・納税課納付推進員が行う業務について、当該推進員が収納した市税等の現金の指定金融機関への引継ぎ遅れや、収納金収入原符引継書の作成誤りなどが見受けられたことから、旭川市会計規則及び業務取扱基準等を再確認し、関係書類の厳正なチェック及び当該推進員への指導を徹底されたい。

○ 市 民 生 活 部

(1) 収入に関する事務
特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 所管部局が土地等を直接借り上げる場合には、公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知において、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続を完了した後に総務部長へ通知することとされているが、いずれも行われていないものがあった。
(市民活動課、スポーツ課)

○ 福 祉 保 険 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知において、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続を完了した後総務部長へ通知することとされているが、いずれも行われていないものがあった。
(障害福祉課)

○ 環 境 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 農 政 部

(1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

(3) 契約に関する事務
特に指摘事項なし。

(4) 財産管理に関する事務

ア 所管部局が土地を直接借り上げる場合には、公有財産規則第66条及びこれに関する総務部長通知等において、契約締結伺起案を総務部へ合議し、事務手続を完了した後に総務部長へ通知することとされているが、いずれも行われていないものがあった。
(農業振興課，農業センター)

イ 排水溝の設置のため、昭和30年代から長期に渡って個人から無償で借り上げている土地に関わって、土地所有者との間に交わされた書類が現存していないことから、紛争を未然に防ぐためにも、相手方との間で改めて書面において物件を特定し、権利関係を明らかにするなど、必要な措置を講じられるよう検討されたい。

(農林整備課)

○ 議 会 事 務 局

(1) 支出に関する事務
特に指摘事項なし。

第 2 財政援助団体監査

1 監査の対象団体及び実施期間

| 対象団体 | 財政援助の内容 | 平成27年度 補助金額(円) | 期 間 |
|--------------------------|----------------------------|-------------------|-------------------------------|
| 旭川市 国際交流委員会 | 旭川市国際交流委員会負担金 | 7,159,002 | 平成28年12月1日 ～ 平成29年3月15日 |
| 社会福祉法人 旭川市社会福祉 協議会 | 旭川市社会福祉協議会運営費補助金 | 48,000,000 | |
| | 旭川市民生委員児童委員 連絡協議会運営費補助金 | 5,600,000 | |
| | 旭川市長寿社会生きがい 振興事業補助金 | 11,707,000 | |

2 監査の範囲

平成27年度における財政援助に係る出納その他の事務

3 監査の方法

財政援助を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助団体の補助金に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、一部の団体を除いて事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

○ 旭 川 市 国 際 交 流 委 員 会

(1) 団体に関する事項

特に指摘事項なし。

(2) 所管部局（地域振興部）に関する事項

特に指摘事項なし。

○ 社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

旭川市社会福祉協議会運営費補助金

(1) 団体に関する事項

ア 会計経理に当たり、補助対象ではない事業に要する経費を、補助対象事業の会計分に誤って計上しているものがあつた。これにより、補助金の精算において、補助対象とならない液晶モニター8台の購入費146,340円、職員の退職給付3件780,000円を補助対象経費に誤って計上していた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

ア 補助対象経費の中に、当法人に対して別途支出している旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金と重複している部分があることや、旭川市補助金交付基準で運営費の補助対象経費に、懇親会費等は原則含まないとされているところ、これに類する支出があること、また、財政基盤の安定等を図るための運営費への補助目的にはなじまない寄附金の支出があることが確認された。

これらに加えて、当法人の31事業のうち7事業を補助対象としているが、事業の選定理由が不明瞭であるため、改めて補助対象としての公益性や適格性、さらには補助金交付の効果等の視点を持って、補助事業や対象経費の明確化を図るとともに必要な見直しを検討されたい。

イ 当補助金交付要綱により、実績報告に当たっては、支出を証する書類を提出するとされているが、書類が大量にある場合は、抽出による確認又は実地調査等により提出に代えることができるとされ、抽出による確認が行われていた。しかし、その実施内容の記録がなく、抽出した範囲や確認方法について把握できない状況にあり、また、既に述べたとおり補助対象経費の精算誤りが見受けられたことから、実施内容を書面で記録し、過去の内容を考慮して抽出する範囲や確認方法を毎年度選定するなど、適正かつ効果的な事務となるよう検討されたい。

旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金

(1) 団体に関する事項

ア 会計経理に当たり、複数の事業に共通する人件費は関連事業に配分しているが、その配分に際して振替額の計算誤りがあったほか、当該振替額を各勘定科目に整理する際に誤りがあり、一部において実支出額以上の振替が行われていた。また、振替額の計算誤りにより、補助対象経費の精算額が1,000円過少となっていた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

ア 当補助金交付要綱で定められた補助金精算書の注意書きでは、「補助事業に要する経費欄には、補助対象経費に係る総事業費（実支出額）を記載すること。」と示しているが、補助対象経費の中に現金の支出を伴わない退職給付引当資産に係る積立分が計上されていた。このことについて担当課は、補助対象経費として掲げている「その他市長が必要と認める経費」に該当するとして適正と判断しているが、補助金精算書の注意書きの内容と実際の取扱いに不整合があることや、当法人に対して別途支出している他の補助金では、当該積立分を補助対象経費に含めておらず、その取扱いに差異が生じていることから、補助対象経費の整理を図られたい。

イ 当補助金交付要綱により、実績報告に当たっては、支出を証する書類を提出するとされているが、書類が大量にある場合は、抽出による確認又は実地調査等により提出に代えることができるとされ、抽出による確認が行われていた。しかし、その実施内容の記録がなく、抽出した範囲や確認方法について把握できない状況にあり、また、既に述べたとおり補助対象経費の精算誤りが見受けられたことから、実施内容を書面で記録し、過去の内容を考慮して抽出する範囲や確認方法を毎年度選定するなど、適正かつ効果的な事務となるよう検討されたい。

旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金

(1) 団体に関する事項

ア 補助事業完了後に提出している事業精算書の人件費において、本来実績に基づいた額とすべきところ、予算積算時の額をそのまま使用したことにより、245,844円の過大報告となっていた。

なお、本来補助対象とすべき経費の合計額は、補助金額を上回っており、既交付額に影響は生じない。

(2) 所管部局（福祉保険部）に関する事項

ア 補助金の事業精算書で人件費の額が過大報告となっていたにもかかわらず、そのまま適正と認めて受理し補助金額の確定を行っていたことから、実績報告の事務処理に当たっては慎重かつ厳格な審査に努められたい。

第 3 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象団体及び実施期間

| 対象団体 | 対象施設 | 期 間 |
|----------------------|----------|-----------------------------------|
| 旭川市北部住民センター 運営委員会 | 北部住民センター | 平成28年12月 1 日 ～ 平成29年 3 月15日 |
| 旭川市忠和地区センター 運営委員会 | 忠和地区センター | |

2 指 定 期 間 等

| 公の施設 | 指定期間 | 委託金額 | 利用料金制の適用 |
|--------------|-----------------------------|-------------------|----------|
| 北部住民 センター | 平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで | 平成27年度 4,219,000円 | 有 |
| 忠和地区 センター | 平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで | 平成27年度 3,030,000円 | 有 |

3 監 査 の 範 囲

平成27年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

4 監 査 の 方 法

対象施設を所管する関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し、主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

5 監 査 の 結 果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

○ 旭川市北部住民センター運営委員会

(1) 団体に関する事項

ア 臨時職員の報酬の支給に当たり、勤務時間数の集計を誤ったことにより2件6,400円が過払いのもの、1件800円が未払いのものがあつた。

イ 研修室と小集会室の団体使用における利用料金について、利用料金表の使用目的の区分を市民委員会の主催する行事等の区分で徴収すべきところ、一般的行事の区分で徴収したことにより、7件3,200円を過大に徴収しているものや、使用時間の区分を夜間の区分で徴収すべきところ、午後の区分で徴収したことにより、1件400円を過少に徴収しているものがあつた。

ウ 体育室の個人使用における利用料金について、利用者が住民センター使用簿に氏名等を記載した時点で、利用料金を徴収しているところであるが、直ちに料金を徴収しなかつたため、未納者を確定できなかつたことにより、3件300円を徴収していないものがあつた。

エ 臨時職員の報酬について、旭川市北部住民センター職員の任用及び服務等に関する規程では、報酬は当月の初日から末日までの分を当月25日に基本支給することとされているところ、基本的に前月25日から当月24日までの分を当月25日に支給していることから、実態と規程との整合性を図るよう検討されたい。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

ア 施設の使用申請書で、利用料金の算定根拠となる使用室名や使用目的等の記載が漏れているものが多数見受けられたこと、また、施設の使用承認で、旭川市住民センター条例及び同条例施行規則に定める必要な手続がなされていないことから、使用承認の手続について適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

イ 利用料金の取扱いについては、利用料金の額及び減免等について指定管理者が定めた利用料金に関する規程を旭川市住民センター条例に基づき承認しているところであるが、体育室の利用料金や暖房料金などの取扱いについて、市長の承認を得ずに指定管理者の独断で運用しているものが散見されるなど、具体的な内容の把握が十分でないため、その把握に努められ、必要に応じて、改善その他必要な措置を講じるよう指導されたい。

ウ 管理経費の収支について、酒席を伴う懇親会費等の支出及びその財源たる収入の取扱いに不明瞭な点があつたことから、管理経費の適正性をより高めるために、管理経費として認められる範囲を明らかにし、指定管理者と認識を共有した上で、管理を行わせるとともに、市が様式を定めている収支報告書について、現在記載されている前年度繰越金の記載内容を見直すなど、支出における財源を明確にするほか、予算に対する決算の状況が確認できる内容とするよう検討されたい。

エ 市が所有する物品については、基本協定書において、指定管理者に無償で使用させるものとしているが、貸与物品の現状の確認が不十分なために、備品ラベルが貼付されていなものや基本協定書における備品一覧に記載された品質・規格と異なっているものがあつたことから、必要な措置を講じるとともに貸与物品の管理を徹底されたい。

○ 旭川市忠和地区センター運営委員会

(1) 団体に関する事項

ア コピー機の利用について、印刷した枚数や利用料金はコピー機使用記録簿を整備して管理しているものの、記録内容に誤りがあつたほか、月ごとの利用料金として現金出納簿に記帳した額と整合していない状況が見受けられるなど、適正な利用料金収入の額が把握できないことから、厳正に管理する方策を講じるよう検討されたい。

(2) 所管部局（市民生活部）に関する事項

ア 利用料金の取扱いについては、利用料金の額及び減免等について指定管理者が定めた利用料金に関する規程を旭川市地区センター条例に基づき承認しているところであるが、備付設備の利用料金において市長の承認を得ていないものや減額の取扱いが明確でないものがあるなど、具体的な内容の把握が十分でないため、その把握に努められ、必要に応じて、改善その他必要な措置を講じるよう指導されたい。

第 4 出 資 団 体 監 査

1 監査の対象団体及び実施期間

| 対 象 団 体 | 出資率(%) | 期 間 |
|-------------------------|--------|-------------------------------|
| 一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター | 30.0 | 平成28年12月1日 ～ 平成29年3月15日 |

2 監 査 の 範 囲

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業に係る出納その他の事務

3 監 査 の 方 法

出捐を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成27年4月1日から平成28年3月31日までについて、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監 査 の 結 果

提出された関係諸帳簿及び書類に基づき、団体の事業に係る出納その他の事務について監査を行った結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも団体の事業実施に当たり、本監査結果について十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

○ 一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター

(1) 団体に関する事項

ア 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表において、道の駅施設整備に係る旭川市補助金のうち、指定正味財産から一般正味財産へ振り替える額を誤ったことにより、当期経常増減額及び一般正味財産期末残高が69,400円の過大となっており、指定正味財産期末残高が同額の過少となっていた。

イ 固定資産台帳において、期末帳簿価額を備忘価額である1円とするべきところを、記載を誤って0円としていた資産が5件あったことにより、貸借対照表の資産合計が5円の過少となっていた。

ウ 職員の旅費の支給については、当団体の旅費規程において、旭川市職員の旅費に関する条例及び同施行規則等を準用することとしているが、次のとおり支給額の算定を誤ったことにより、3件48円の未払い及び2件1,920円の過払いとなっているものがあった。 －改善済

(ア) 鉄道賃について、IC運賃で支給したことにより3件48円の未払い

(イ) 鉄道賃について、片道100キロメートル未満の区間で座席指定料金を支給したことにより1件720円の過払い

(ウ) 午後からの出張で、日当が減額調整されていないことにより1件1,200円の過払い

エ 施設賃貸事業収益において、附属設備使用料は当団体の管理運営規則で10円未満の端数を切り上げて算定することとしているが、切り捨てて算定していたことにより、9件90円の過少徴収となっているものがあった。また、基本使用料の額を誤って請求したことにより、1件10円の過大徴収となっているものがあった。

オ 契約事務において、次のとおり当団体の契約事務取扱規程及び契約書の規定と異なる手続となっているものが34件あった。

(ア) 第三者への再委託について、契約書に基づく書面による承諾を行っていないもの

(イ) 検査員による検査を行わずに契約料を支払っているものや、検査員と異なる者が検査を行っているもの

(ウ) 検査年月日が業務完了報告書の受領日、契約期間の満了日又は納品日より前になっているもの

(エ) 契約書において支払条件を後払いとしているが、契約期間の満了日より前に契約料を支払っているもの

<資料1>

一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センターの概要

1 設立目的及び事業内容

(1) 設立目的

道北地域の地場産業の健全な育成を図るため、地場製品の宣伝、普及等を行うとともに、地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための事業等を行い、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 実施事業

- ア 地場製品の展示会の開催、販売及び宣伝、普及
- イ 地場産業に関連する情報の収集及び提供
- ウ 地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための研修会等の開催
- エ 地場産業振興センターの施設賃貸及び管理運営
- オ 道の駅の運営
- カ その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 基本財産

30,000千円（うち旭川市出資額9,000千円，出資率30.0%）

3 役職員数（平成28年3月31日現在）

理事 10人（うち理事長1人，副理事長1人，専務理事1人）
 監事 2人
 評議員 10人
 職員 事務局長ほか正職員5人，嘱託職員1人，臨時職員1人

4 施設の概要

| 所 在 | | 敷 地 面 積 | 延 床 面 積 | |
|-------------------|--------|----------------------|-----------|-----------|
| 旭川市神楽4条6丁目1番12号 | | 9,221.21㎡ | 4,293.22㎡ | |
| 構 造 | | 駐 車 場 | | |
| 鉄筋コンクリート造2階建，塔屋1階 | | 大型車6台，普通車100台，障害者用2台 | | |
| 1階 | 道の駅 | 売店・フードコート | 858.88㎡ | 売店1者，飲食5者 |
| | | その他 | 398.56㎡ | ホール，トイレ等 |
| | センター管理 | 大展示場 | 1,500.00㎡ | 企業催事等 |
| | | その他 | 365.86㎡ | 管理室，階段等 |
| 1階床面積 | | 3,123.30㎡ | | |
| 2階 | センター管理 | 貸室・貸事務所 | 611.87㎡ | 貸室4，貸事務所2 |
| | | センター事務所 | 56.00㎡ | |
| | | その他 | 495.05㎡ | |
| | 2階床面積 | | 1,162.92㎡ | ロビー，機械室等 |
| 塔屋 | センター管理 | 階段 | 7.00㎡ | |
| 床面積合計 | | 4,293.22㎡ | | |

5 平成27年度の事業実績

| 区分 | 事業内容 | 事業実績等 |
|----------|--|---|
| 施設提供事業 | <p>地場の企業等の活動を育成支援するため、2階の会議室等を低廉な使用料で提供する。</p> | <p>開館日数 348日 利用日数 (利用率) 会議室 137日 (39.4%) 研修室 189日 (54.3%) 研究開発室(2) 39日 (11.2%)</p> |
| 地場産品PR事業 | <p>各種展示会等を開催して、道北地域の特色ある地場産品や飲食物等を広く宣伝普及する機会を創出し、消費者ニーズの把握、地産地消の促進、需要の拡大と販路開拓等を支援することで、地場産業の振興を図る。</p> <p>1 展示会等開催事業 (1)「2015春の地場産フェア」の開催(留萌管内フェアを併催) 期日：平成27年6月20日～21日 場所：センター大展示場</p> <p>(2)「2015道北の観光と地場産品フェスティバル」の開催(宗谷管内フェアを併催) 期日：平成27年8月29日～30日 場所：センター大展示場及び一部駐車場</p> <p>(3)「2015上川収穫まつり」の開催(乳製品フェアを併催) 期日：平成27年10月31日～11月1日 場所：センター大展示場</p> <p>(4)「2015冬の地場産フェア」の開催 期日：平成27年12月5日～6日 場所：センター大展示場</p> <p>(5)「2016スイーツ&パンフェア」の開催 期日：平成28年2月10日 場所：センター大展示場</p> <p>(6)じばさんフェア'15「全国うまいもの市」への出店 期日：平成27年11月7日～8日 場所：山口・防府地域工芸地場産業振興センター(山口県)</p> <p>2 北の恵み食ベマルシェ事業 旭川市などと実行委員会を組織し事務局の役割を担い、約100万人を集客</p> | <p>出店者数 85企業等 売上実績 16,474,019円 入場者数 24,529人</p> <p>出店者数 69企業, 3センター, 1県 売上実績 16,212,887円 入場者数 27,612人</p> <p>出店者数 38農業者等 売上実績 7,495,325円 入場者数 19,070人</p> <p>出店者数 83企業等 売上実績 16,489,302円 入場者数 16,888人</p> <p>出店者数 30企業等 売上実績 2,670,897円 入場者数 5,779人</p> <p>出品品目 旭川ラーメン ビタミンカステーラ 売上総額 60,150円</p> |

| | | |
|-------|---|--|
| | <p>する食のイベントを開催する。 期日：平成27年9月19日～23日 場所：JR旭川駅前広場, 買物公園, 七条緑道, 常磐公園</p> | <p>来場者数 1,248,000人 売上 236,908,569円</p> |
| 道の駅事業 | <p>各テナントと連携し「道の駅あさひかわ」の認知度及び集客力の向上に努めるとともに、情報発信及び地域連携に係る道の駅機能を充実させ、地元市民をはじめ旅行者や観光客が気軽に利用できる魅力的な利便性の高い施設運営に努める。</p> <p>1 観光案内コーナーの設置 期間：平成27年4月～11月 協力：(一社)旭川観光コンベンション協会, 旭川観光ボランティア協議会</p> <p>2 道の駅施設整備 Wi-Fi接続工事 1階男子トイレ改修工事(洋式洗浄, オストメイト)</p> <p>3 道の駅スタンプラリーへの参加 (1)北海道地区「道の駅」スタンプラリー 期間：平成27年4月～平成28年3月</p> <p>(2)上川中南部地域「道の駅」スタンプラリー 期間：平成27年11月～平成28年3月</p> <p>4 会議関係 (1)北海道地区「道の駅」連絡会への参加</p> <p>(2)上川中南部地域「道の駅」連携会議への参加</p> | <p>活動日数 110日 対応件数 延べ3,935件, 5,894人</p> <p>応募者総数 6,881件 (当駅での応募者数378件)</p> <p>応募者総数 489件 (当駅での応募者数128件)</p> <p>担当者会議 平成27年4月9日 札幌市 平成28年3月14日 札幌市 ブロック別担当者会議 平成27年10月6日 士別市</p> <p>10回開催</p> |
| 貸館事業 | <p>イベント企画相談業務に取り組みながら、大展示場の貸貸利用を促進し、地場企業などによる催事等の活動を支援する。また、観光客や地元消費者に向けて、道北地域の特産品を販売する売店や旭川の食を提供するフードコートを貸貸し、その運営を推進する。さらに、2階会議室の一部を商工団体などに事務所として貸貸し運用する。</p> | <p>大展示場 開館日数 348日 利用日数 205日 利用率 58.9%</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>取 引 幹 旋 事 業</p> | <p>1 カタログ販売等 個人向けカタログ販売や、卸売業者及び業務用購入者向けの取引を推進して、道北地域の特産品の宣伝普及に取り組む。</p> <p>2 旭川市受託事業 (1)ふるさと納税事業 ふるさと納税のお礼の品の企画及び選定等を行い、旭川市の魅力を伝えるとともに地場産品の宣伝普及等に努める。 実施期間：平成27年6月1日～平成28年3月31日</p> <p>(2)あさひかわ名産品販売等促進業務 旭川地域の名産品を旭川地域以外の消費者に割引販売することにより、興味関心の機会を増やし購入の動機付けを図る。 実施期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日</p> | <p>売上実績 23,510,281円 販売先 個人顧客(DM), G7食品システム, トシングループ, 旭山動物園くらぶ他</p> <p>取扱事業者 17社 取扱品数 32点 受注件数 2,737件 受注金額 17,279,659円</p> <p>取扱事業者 72社 取扱品数 2,136点 販売点数 22,003点 販売金額 103,662,628円</p> |
| <p>管 理 運 営 事 業</p> | <p>1 一般財団法人としてのガバナンスの向上等</p> <p>2 中期経営計画の策定</p> <p>3 施設の維持・管理</p> <p>4 人件費等支出の抑制</p> <p>5 各種会議の開催・参加等 (1)理事会 ア 定例理事会 第1回 平成27年6月2日 第2回 平成28年2月29日 イ 臨時理事会 第1回 平成27年4月10日 第2回 平成27年7月10日 第3回 平成28年1月13日 (2)評議員会 ア 定時評議員会 第1回 平成27年6月26日</p> | <p>平成28年度を始期とした3ヶ年の計画を策定。</p> <p>主な修繕等 非常用発電機起動用蓄電池取替 非常用照明取替 暖房補給水減圧弁取替</p> <p>職員給与4～8%の削減等</p> |

イ 臨時評議員会

第1回 平成27年4月15日

第2回 平成28年1月21日

第3回 平成28年3月24日

(3) あさひかわ海外経済交流推進委員会への参加

(4) 旭川食品産業支援センターへの参加

(5) 旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会への参加

(6) あさひかわ推進法人連絡協議会への参加

<資料2>

平成27年度 一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター 正味財産増減計算書
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 基本財産運用益 | [173,400] | [173,400] | [0] |
| 基本財産受取利息 | 173,400 | 173,400 | 0 |
| ② 特定資産運用益 | [99,800] | [99,995] | [△ 195] |
| 特定資産受取利息 | 99,800 | 99,995 | △ 195 |
| ③ 事業収益 | [129,115,042] | [70,342,701] | [58,772,341] |
| 施設賃貸事業収益 | 49,504,019 | 50,580,859 | △ 1,076,840 |
| 取引斡旋事業収益 | 26,789,342 | 19,761,842 | 7,027,500 |
| 旭川市受託事業収益 | 52,821,681 | 0 | 52,821,681 |
| ④ 受取補助金等 | [29,375,848] | [30,990,897] | [△ 1,615,049] |
| 受取旭川市補助金 | 12,000,000 | 13,000,000 | △ 1,000,000 |
| 受取国庫助成金 | 300,000 | 750,000 | △ 450,000 |
| 受取北海道交付金 | 502,000 | 600,000 | △ 98,000 |
| 指定正味財産からの振替額 | 16,573,848 | 16,640,897 | △ 67,049 |
| ⑤ 受取負担金 | [9,234,340] | [8,992,780] | [241,560] |
| 受取負担金 | 9,234,340 | 8,992,780 | 241,560 |
| ⑥ 雑収益 | [1,036,157] | [836,797] | [199,360] |
| 受取利息 | 1,102 | 132 | 970 |
| 受取配当金 | 400 | 600 | △ 200 |
| 雑収益 | 1,034,655 | 836,065 | 198,590 |
| 経常収益計 | 169,034,587 | 111,436,570 | 57,598,017 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 事業費 | [152,827,191] | [108,588,765] | [44,238,426] |
| 役員報酬 | 1,145,340 | 675,763 | 469,577 |
| 給料手当 | 33,460,961 | 29,703,051 | 3,757,910 |
| 臨時雇賃金 | 0 | 96,000 | △ 96,000 |
| 退職給付費用 | 1,787,503 | 4,154,317 | △ 2,366,814 |
| 共济費 | 4,902,145 | 4,960,993 | △ 58,848 |
| 会議費 | 21,234 | 3,234 | 18,000 |
| 旅費交通費 | 1,318,632 | 0 | 1,318,632 |
| 通信搬送費 | 1,288,518 | 439,967 | 848,551 |
| 減価却費 | 17,174,736 | 18,717,272 | △ 1,542,536 |
| 消耗印刷費 | 2,159,734 | 840,115 | 1,319,619 |
| 修繕費 | 1,143,788 | 788,460 | 355,328 |
| 燃料費 | 916,627 | 1,501,173 | △ 584,546 |
| 光熱水費 | 6,075,465 | 6,103,776 | △ 28,311 |
| 賃貸借料 | 1,219,100 | 430,688 | 788,412 |
| 会場整備費 | 2,787,240 | 3,041,118 | △ 253,878 |
| 保険料 | 495,891 | 495,598 | 293 |
| 租税公課 | 12,336,301 | 11,968,997 | 367,304 |
| 支払負担金 | 150,200 | 130,950 | 19,250 |
| 広告宣伝費 | 4,557,679 | 2,868,400 | 1,689,279 |
| 交際費 | 84,979 | 124,666 | △ 39,687 |
| 委託費 | 10,709,281 | 5,403,294 | 5,305,987 |
| 外注費 | 1,287,915 | 0 | 1,287,915 |
| 商物品仕入 | 19,959,460 | 15,662,731 | 4,296,729 |
| 支払手数料 | 27,687,396 | 7,605 | 27,679,791 |
| 雑費 | 157,066 | 470,597 | △ 313,531 |
| ② 管理費 | [14,651,301] | [14,636,056] | [15,245] |
| 役員報酬 | 2,127,060 | 1,254,988 | 872,072 |
| 給料手当 | 2,885,994 | 2,898,356 | △ 12,362 |
| 退職給付費用 | 191,462 | 1,014,188 | △ 822,726 |
| 共济費 | 944,384 | 1,678,032 | △ 733,648 |

| | | | | | | |
|----------------|---|---|---|------------------|------------------|---------------|
| 会費 | | | | 9,324 | 19,340 | △ 10,016 |
| 旅費 | | | | 29,520 | 58,160 | △ 28,640 |
| 通減 | 費 | 交 | 通 | 202,709 | 182,247 | 20,462 |
| 消 | 信 | 運 | 搬 | 496,963 | 570,756 | △ 73,793 |
| 修 | 価 | 償 | 却 | 261,913 | 254,016 | 7,897 |
| 燃 | 耗 | 印 | 刷 | 37,800 | 531,360 | △ 493,560 |
| 光 | | 繕 | | 20,087 | 24,176 | △ 4,089 |
| 賃 | 熱 | 料 | 水 | 2,006,578 | 2,097,073 | △ 90,495 |
| 保 | | 借 | | 541,256 | 714,836 | △ 173,580 |
| 諸 | | 險 | | 204,829 | 204,682 | 147 |
| 租 | 税 | 謝 | 公 | 540,000 | 540,000 | 0 |
| 支 | 払 | 負 | 担 | 2,187,716 | 940,111 | 1,247,605 |
| 広 | 告 | 宣 | 伝 | 218,000 | 263,800 | △ 45,800 |
| 交 | | 際 | | 20,800 | 20,800 | 0 |
| 委 | | 託 | | 20,000 | 20,000 | 0 |
| 支 | 払 | 手 | 数 | 1,637,826 | 1,293,404 | 344,422 |
| 雑 | | | | 30,780 | 21,955 | 8,825 |
| | | | | 36,300 | 33,776 | 2,524 |
| 経常費用計 | | | | 167,478,492 | 123,224,821 | 44,253,671 |
| 当期経常増減額 | | | | 1,556,095 | △ 11,788,251 | 13,344,346 |
| 2. 経常外増減の部 | | | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | | | |
| ① 指定正味財産からの振替額 | | | | [0] | [2] | [△ 2] |
| 指定正味財産からの振替額 | | | | 0 | 2 | △ 2 |
| 経常外収益計 | | | | 0 | 2 | △ 2 |
| (2) 経常外費用 | | | | | | |
| ① 固定資産除却損 | | | | [0] | [10] | [△ 10] |
| 建物除却損 | | | | 0 | 2 | △ 2 |
| 什器備品除却損 | | | | 0 | 8 | △ 8 |
| 経常外費用計 | | | | 0 | 10 | △ 10 |
| 当期経常外増減額 | | | | 0 | △ 8 | 8 |
| 当期一般正味財産増減額 | | | | 1,556,095 | △ 11,788,259 | 13,344,354 |
| 一般正味財産期首残高 | | | | 266,885,592 | 278,673,851 | △ 11,788,259 |
| 一般正味財産期末残高 | | | | 268,441,687 | 266,885,592 | 1,556,095 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | | | |
| 受取補助金等 | | | | [3,500,000] | [0] | [3,500,000] |
| 旭川市受取補助金 | | | | 3,500,000 | 0 | 3,500,000 |
| 一般正味財産への振替額 | | | | [△ 16,573,848] | [△ 16,640,899] | [67,051] |
| 一般正味財産への振替額 | | | | △ 16,573,848 | △ 16,640,899 | 67,051 |
| 当期指定正味財産増減額 | | | | △ 13,073,848 | △ 16,640,899 | 3,567,051 |
| 指定正味財産期首残高 | | | | 543,621,064 | 560,261,963 | △ 16,640,899 |
| 指定正味財産期末残高 | | | | 530,547,216 | 543,621,064 | △ 13,073,848 |
| III 正味財産期末残高 | | | | 798,988,903 | 810,506,656 | △ 11,517,753 |

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。

<資料3>

平成27年度 一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター 貸借対照表
平成28年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増 減 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 18,907,396 | 3,653,900 | 15,253,496 |
| 売掛金 | 1,063,506 | 444,657 | 618,849 |
| 未収金 | 6,197,562 | 2,643,000 | 3,554,562 |
| 前払金 | 4,330 | 3,736 | 594 |
| 立替金 | 2,022,741 | 2,087,021 | △ 64,280 |
| 流動資産合計 | 28,195,535 | 8,832,314 | 19,363,221 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 投資有価証券 | 30,000,000 | 30,006,600 | △ 6,600 |
| 基本財産合計 | 30,000,000 | 30,006,600 | △ 6,600 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 土地建物 | 260,810,000 | 260,810,000 | 0 |
| 什器備品 | 466,736,748 | 478,331,196 | △ 11,594,448 |
| 退職給付引当資産 | 8,052,255 | 9,462,255 | △ 1,410,000 |
| 什器備品積立資産 | 45,696,390 | 43,717,425 | 1,978,965 |
| 修繕積立資産 | 520,775 | 520,775 | 0 |
| 修繕積立資産 | 331,650 | 331,650 | 0 |
| 特定資産合計 | 782,147,818 | 793,173,301 | △ 11,025,483 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 建物 | 8,894,823 | 9,797,184 | △ 902,361 |
| 構築物 | 548,134 | 630,354 | △ 82,220 |
| 什器備品 | 868,450 | 1,217,120 | △ 348,670 |
| 電話加入権 | 745,536 | 745,536 | 0 |
| 出資金 | 10,000 | 10,000 | 0 |
| 財政調整積立資産 | 16,038,600 | 16,038,600 | 0 |
| 長期未収入金 | 446,000 | 896,000 | △ 450,000 |
| その他固定資産合計 | 27,551,543 | 29,334,794 | △ 1,783,251 |
| 固定資産合計 | 839,699,361 | 852,514,695 | △ 12,815,334 |
| 資産合計 | 867,894,896 | 861,347,009 | 6,547,887 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 買掛金 | 1,135,847 | 409,867 | 725,980 |
| 未払金 | 16,917,641 | 3,101,151 | 13,816,490 |
| 前受金 | 1,620,615 | 111,880 | 1,508,735 |
| 預り金 | 35,470 | 0 | 35,470 |
| 流動負債合計 | 19,709,573 | 3,622,898 | 16,086,675 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 45,696,390 | 43,717,425 | 1,978,965 |
| 預り保証金 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 |
| 預り敷金 | 1,500,030 | 1,500,030 | 0 |
| 固定負債合計 | 49,196,420 | 47,217,455 | 1,978,965 |
| 負債合計 | 68,905,993 | 50,840,353 | 18,065,640 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 北海道補助金 | 301,495,779 | 309,020,923 | △ 7,525,144 |
| 旭川市負担金 | 138,680,802 | 142,000,718 | △ 3,319,916 |
| 22市町村負担金 | 11,919,491 | 12,030,155 | △ 110,664 |
| 商工団体等負担金 | 11,919,491 | 12,030,155 | △ 110,664 |
| 旭川市補助金 | 66,531,653 | 68,539,113 | △ 2,007,460 |
| 指定正味財産合計 | 530,547,216 | 543,621,064 | △ 13,073,848 |
| (うち基本財産への充当額) | (30,000,000) | (30,000,000) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (500,547,216) | (513,621,064) | (△ 13,073,848) |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| (うち基本財産への充当額) | (0) | (0) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (235,904,212) | (235,834,812) | (69,400) |
| 正味財産合計 | 798,988,903 | 810,506,656 | △ 11,517,753 |
| 負債及び正味財産合計 | 867,894,896 | 861,347,009 | 6,547,887 |

注) 本表は、当法人の財務諸表から抜粋したものである。